



証券コード：4068

## 第22期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2022年9月29日（木曜日）午前10時  
受付開始 午前9時30分予定

**開催場所** 東京都港区港南一丁目6番31号  
品川東急ビル8階 A P 品川 F ルーム  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照  
ください。）

**議案** 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）  
に対する譲渡制限付株式の割  
当のための報酬決定の件

目次	
第22期定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	2
計算書類	21
監査報告	31
株主総会参考書類	35

### 株主の皆様へ

当社IRサイトにて株主総会后、  
Web株主通信「Update The World」  
をリリース予定です。  
当社の魅力をより一層ご理解いただける  
内容となっております。  
是非ご覧ください。  
<https://www.basis-corp.jp/ir/>



ベイス株式会社

証券コード 4068  
2022年9月14日

株 主 各 位

東京都品川区北品川一丁目9番2号  
ベ イ シ ス 株 式 会 社  
代表取締役社長 吉 村 公 孝

### 第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえ、株主の皆様には可能な限り当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月28日（水曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時  
受付開始 午前9時30分予定  
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えないようご注意ください。）
2. 場 所 東京都港区港南一丁目6番31号  
品川東急ビル8階 AP品川 Fルーム  
（会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第22期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告および計算書類  
ならびに会計監査人および監査役会の計算書類監査結果報告の件
- 決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件
- 以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場での検温、マスク着用にご協力をお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.basis-corp.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナワクチンの普及に伴い新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動への制限が徐々に緩和されたものの、2021年11月末以降に新たな変異株であるオミクロン株やその亜種が確認される等、依然として不透明な状況が続いております。加えて、2022年2月以降、ウクライナ情勢の動向、大幅な円安等、外部環境は更に急速に変化してまいりました。

このような経済環境下、当社は祖業であるモバイルエンジニアリングサービスを経営基盤としながら、近年は新たな成長分野としてIoTエンジニアリングサービスの提供を進めております。

モバイルエンジニアリングサービスにおきましては、国内通信市場における各携帯キャリアの5Gサービスの開始が本格化したことに加え、第4の携帯キャリアとして市場参入した楽天モバイル株式会社のエリア構築案件等を背景とした設備投資や効率化ニーズの高まりを受け、受注プロジェクト件数の拡大に向けた営業活動および組織体制強化のための人材採用や協力会社網の拡充に注力いたしました。また、IoTエンジニアリングサービスでは、電力事業者やガス事業者のスマートメーター化が拡大し、スマートメーター以外にもあらゆる産業分野においてIoTインフラおよびサービスの導入が進んでいます。そのような中、自社開発システムやAIなどの最新技術を活用した社内業務の効率化にも取り組み、IoT分野における積極的な顧客開拓を進め、新たな顧客を確実に増やすことができました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高6,264百万円（前期比28.0%増）、営業利益490百万円（前期比27.7%増）、経常利益485百万円（前期比32.5%増）、当期純利益324百万円（前期比36.2%増）となりました。なお、当社はインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当社が当該事業年度において実施した設備投資等の総額は、26百万円であり、その主なものは新ERP導入費用の一部計上（18百万円）、自社システム（BLAS※）の開発（4百万円）等であります。

※自社開発の通信インフラ構築に特化したプロジェクト管理システムです。これまで通信インフラ構築の工程管理はFAXやメールなどアナログで行っていましたが、一連の作業がBLASのみで完結することが出来ます。例えば、作業員はスマートフォンから作業終了後の写真をアップロードすることで自動的に作業報告書を作成することができ、管理者側ではクラウド上のAIによる画像認識による品質確認を行っているなど、人手による作業の自動化・効率化を実現しています。

③ 資金調達の状況

2021年7月28日に、オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資にて52,300株の新株発行を発行し、98百万円の資金を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持ち分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社INDUSTRIAL-X等の株式4,738株を40百万円で取得しました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分             | 第 19 期<br>(2019年6月期) | 第 20 期<br>(2020年6月期) | 第 21 期<br>(2021年6月期) | 第 22 期<br>(当事業年度)<br>(2022年6月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)      | 3,092                | 3,263                | 4,894                | 6,264                           |
| 経 常 利 益(百万円)    | 101                  | 117                  | 366                  | 485                             |
| 当 期 純 利 益(百万円)  | 61                   | 69                   | 238                  | 324                             |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 39.44                | 44.80                | 152.35               | 178.04                          |
| 総 資 産(百万円)      | 1,593                | 1,696                | 2,672                | 3,027                           |
| 純 資 産(百万円)      | 560                  | 630                  | 1,237                | 1,669                           |
| 1 株当たり純資産 (円)   | 359.09               | 403.89               | 703.78               | 903.00                          |

(注) 1. 2021年3月17日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。第19期事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準等第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益および期首利益剰余金に与える影響はありません。

3. 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。

### (3) 対処すべき課題

2023年6月期における事業環境においては、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大による工事や機器設置の制限、世界的な半導体枯渇や物流混乱からの設置機器の入手遅延、あるいは通信事業者等の投資行動の急激な変化などが起きた場合は、経営成績に影響を及ぼしかねません。

一方で、国内において5Gに係る設備投資の更なる本格化が予定されていることや、第4の携帯キャリアの市場参入、携帯電話料金の見直しに関する議論の活発化等、携帯キャリアの設備投資や効率化そしてIoTインフラの構築ニーズが高まっております。

こうした経営環境を踏まえ、当社としては、より一層インフラテック事業の拡大・浸透を推進してまいります。事業の持続的な成長のため当社が対処すべき課題としては、以下のように考えております。

#### ① 新規顧客と協力会社の開拓

当社売上はソフトバンク株式会社に対する依存度が当事業年度において約49.9%となっており、その依存度を引き下げ安定的な事業基盤を構築するべく、5GやIoTの普及促進を前提とした新たな通信キャリアやIoT機器メーカーなど新規顧客との取引拡充が喫緊の課題と考えております。また、適正価格による高品質なインフラ構築・運用を全国規模へ拡大するため、国内を網羅するベシスパートナーズ※の構築もあわせて拡充していく必要があると考えております。

※発注の有無を問わず、今後案件を受託する意思を持ち登録している弊社外注先企業の呼称です。

#### ② テクノロジー強化

当社は、インフラテックによるビジネスモデルの変革を標榜しており、その根幹を担う業務のDX化を推進するため、自社内にシステム開発体制を保持しております。今後は、新しいテクノロジーを取り入れながら更にDX化の対象となる領域を拡大し、競争優位なシステムの構築を図る必要があると考えております。

具体的には、まずは自社システムBLASの継続的な機能拡充、また将来的にはBLAS以外にも新たなシステムの開発が必要であると考え、社内開発体制強化や他社との業務提携などを行います。

本事業年度におきましてはDX推進を支援する株式会社INDUSTRIAL-Xへの出資ならびに業務提携を実施し、本分野における推進を強化しております。

③ 人材の確保と育成

当社において、いかに人材を採用し育成するかは事業を拡大するうえでの重要な課題の一つであると考えております。安定的な採用を維持し人材の定着率を高めるために、積極的な採用を行っていくとともに、人事研修制度の充実、資格取得※の促進や多様な勤務形態の導入等により社員にとって働きがいのある働きやすい環境の整備も実施してまいります。

※社内エンジニアの51.5%が国家資格を保有（2022年6月末時点）

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社等と間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

| 事業区分      | 事業内容                                                              |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| インフラテック事業 | 通信・電力・ガス等のインフラ事業者に対し、通信インフラの設計・施工・運用・保守サービスおよび各種プロジェクト支援等のサービスを提供 |

(6) 主要な事業所 (2022年6月30日現在)

|       |             |
|-------|-------------|
| 本社    | 東京都品川区      |
| 札幌事業所 | 北海道札幌市中央区   |
| 仙台事業所 | 宮城県仙台市青葉区   |
| 東京事業所 | 東京都品川区 (新設) |
| 大阪事業所 | 大阪府大阪市西区    |
| 広島事業所 | 広島県広島市中区    |
| 福岡事業所 | 福岡県福岡市博多区   |

(7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 |
|----------|-----------|
| 340 (5)名 | 6名増 (-2)  |

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

| 借入先                | 借入額    |
|--------------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行シンジケートローン | 545百万円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。



## 2. 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,248,400株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,848,400株 |
| (3) 株主数      | 1,347名     |
| (4) 大株主      |            |

| 株主名                        | 持株数      | 持株比率  |
|----------------------------|----------|-------|
| ワイズマネージメント株式会社             | 625,000株 | 33.8% |
| 吉村公孝                       | 412,000株 | 22.2% |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>(証券投資信託口) | 280,000株 | 15.1% |
| ベイシスグループ従業員持株会             | 113,800株 | 6.1%  |
| 田中匡                        | 20,000株  | 1.0%  |
| モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社       | 11,900株  | 0.6%  |
| 山森正雄                       | 10,000株  | 0.5%  |
| 島野祥一                       | 8,200株   | 0.4%  |
| 高野竜介                       | 7,500株   | 0.4%  |
| 三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合     | 7,100株   | 0.3%  |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(40株)を控除して計算しております。  
2. 発行済株式の総数は、ストックオプションの行使により38,000株増加、オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により52,300株増加しております。

- (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関わる重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第三回新株予約権                                  |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2018年6月27日                                |
| 新株予約権の数                |                   | 760個                                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 38,000株<br>(新株予約権1個につき 50株)          |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 11,959円<br>(1株当たり 240円)        |
| 権利行使期間                 |                   | 2020年7月15日から<br>2025年7月14日まで              |
| 行使の条件                  |                   | (注)                                       |
| 役員保有状況                 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 90個<br>目的となる株式数 4,500株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名      |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名      |

(注) 権利行使の詳細な条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3)当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況 (2022年6月30日現在)

| 会社における地位 | 氏名             | 担当および重要な兼職の状況                                                   |
|----------|----------------|-----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 吉村公孝           | —                                                               |
| 取締役      | 高野竜介           | 経営管理本部長、執行役員                                                    |
| 取締役      | 佐藤倫大           | 事業推進本部長、執行役員                                                    |
| 取締役      | 田中裕輔           | 事業開発本部長、執行役員                                                    |
| 取締役      | 植松祐二           | 田辺総合法律事務所パートナー                                                  |
| 常勤監査役    | 赤星慶輔           | —                                                               |
| 監査役      | 篠木良枝<br>(藤田良枝) | 株式会社マクアケ 社外取締役 (監査等委員)<br>株式会社HRBrain 社外監査役<br>株式会社ライナフ 社外監査役   |
| 監査役      | 田中新            | 株式会社ビーグリー 社外取締役 (監査等委員)<br>株式会社ぶんか社 監査役<br>株式会社ナーシング&ホスピスケア 監査役 |

- (注) 1. 取締役 植松祐二氏は、社外取締役であります。  
2. 取締役 植松祐二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
3. 当社は、取締役 植松祐二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
4. 常勤監査役 赤星慶輔氏、監査役 篠木良枝氏および監査役 田中新氏は、社外監査役であります。  
5. 監査役 篠木良枝氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
6. 監査役 篠木良枝氏の戸籍上の氏名は藤田良枝であります。  
7. 2021年9月29日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役 林義郎氏は監査役を辞任いたしました。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) **役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要等**

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役（当該事業年度内に在籍していたものを含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。

(4) **取締役および監査役の報酬等**

① **役員報酬等の内容の決定に関する方針等**

取締役の報酬限度額については、2008年5月16日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の報酬限度額については、2013年6月21日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

当社は、2020年9月15日開催の取締役会において社外役員から意見聴取のうえ、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当社の取締役報酬については、企業価値の向上、持続的な成長、業績向上へのインセンティブとして十分に機能し、株主利益となるよう設計し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外役員の意見が考慮されており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額 |                   | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|-------------------|------------|-------------------|----------------|
|                    |                   | 基 本 報 酬    |                   |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 100百万円<br>(3百万円)  |            | 100百万円<br>(3百万円)  | 5名<br>(1)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 12百万円<br>(12百万円)  |            | 12百万円<br>(12百万円)  | 4名<br>(4)      |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 112百万円<br>(15百万円) |            | 112百万円<br>(15百万円) | 9名<br>(5)      |

- (注) 1. 上表には、2021年9月29日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 基本報酬（固定報酬）のみを支給しております。
3. 取締役会は、代表取締役社長吉村公孝に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外役員がその妥当性等について確認しております。

(5) **社外役員に関する事項**

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役植松祐二氏は、田辺総合法律事務所パートナーであります。なお、当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。

監査役篠木良枝氏は、株式会社マクアケ 社外取締役（監査等委員）、株式会社HRBrain 社外監査役、株式会社ライナフ 社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。

監査役田中新氏は、株式会社ビーグリー 社外取締役（監査等委員）、株式会社ぶんか社 監査役、株式会社ナーシング&ホスピスケア 監査役であります。なお、当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                     |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 植松 祐二   | 当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士の立場から専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。                                                                |
| 常勤監査役 赤星 慶輔 | 当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に社外監査役の立場から、適宜発言を行っております。                                                     |
| 監査役 篠木 良枝   | 当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に公認会計士の立場から専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。                                            |
| 監査役 田中 新    | 2021年9月の定時株主総会において選任され、その後開催された取締役会15回の全て、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、上場企業での総務法務部長や監査役を務めた豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 林 義郎    | 2021年9月までの在任期間中に開催された取締役会5回の全て、監査役会4回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                      |

(注) 2021年9月29日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役 林義郎氏は監査役を辞任いたしました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 17百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査の業務内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - i 取締役は、業務の執行状況を取締役に報告することにより、取締役会による取締役の業務の執行の監督を行う。
  - ii 取締役会は、取締役会規程に従い会社の業務執行に関する意思決定が法令および定款に適合することを確保する。
  - iii 代表取締役直轄に内部監査部門を設置し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査する。
  - iv 取締役および使用人が、職務を遂行するにあたり遵守すべきコンプライアンス規程を定めるとともに、コンプライアンス違反を未然に防ぐため、会社内部および外部に通報窓口を設ける。
  - v 「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - i 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、「文書管理規程」ほか社内規程に則り適切に作成、保存、管理する。
  - ii 「内部情報管理規程」および「ISMS規程」を定め、情報の不正使用および漏洩の防止を図る。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i 当社は、代表取締役を「リスク管理最高責任者」と定めるとともに「リスク管理規程」を制定し、適切なリスクマネジメントを行う。
  - ii リスク管理委員会にてリスク管理における重要事項の決定およびリスク情報の共有化を図る。
  - iii 事業における損失のリスクについて、経営会議にて管理する。
  - iv 内部監査部門は、法令遵守およびリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告するとともに、管理体制の見直しや課題の改善を図る。
  - v 当社は、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
  - i 取締役の職務の執行については、「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」にて、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - ii 取締役会を毎月1回以上開催し、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。
  - iii 取締役の職務の執行が効率的に行われること補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - i 当社は監査役求めがあった場合は、監査役の監査業務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。
  - ii 当該使用人は、監査に係る業務については取締役等の指揮命令を受けないものとする。
  - iii 監査役を補助する使用人について、人事考課については常勤監査役の報告を受け、人事異動については常勤監査役の承認を得るものとする。
  
- ⑥ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - i 監査役は、重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、取締役および使用人に報告を求めることができる。
  - ii 取締役および使用人は、著しい損害を与える行為、法令定款に違反する内容またはその恐れのある事実を発見した場合は、監査役に報告する。
  - iii 前項の報告をしたことで、不利な取り扱いを受けないことを確保する。
  
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - i 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
  - ii 内部監査部門は、安全管理を含めた法令遵守およびリスク管理の状況について、監査役と相互連携を行い監査役監査の実効性確保に努める。
  - iii 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用について、適切に支払う。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・当社は企業理念（ credo ）を定め役職員の前向きな行動意識を醸成することで、企業価値の向上を図っております。
- ・取締役会、経営会議およびリスク管理委員会等の運用を通して、業務執行における法令等遵守、リスクの管理、効率性の確保を図っております。
- ・内部監査部門で行った定期監査に基づき、取締役および監査役と連携のうえ内部統制システムに係る課題に対処しております。
- ・取引先に対しては定期的な反社会的勢力チェックを行い、社内に向けてはISMS委員会の運営、通報窓口の教宣などを行うことで内部統制システムの実効性の確保に努めております。

## 7. 株式の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しており、財務体質の強化と将来の事業展開のために一定の内部留保は確保しながらも、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針と考えております。

ただし、現時点においては、当社は成長過程にあり、将来の成長に必要となる投資を実施し、結果として企業価値を増大させることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、業績の推移・財務状況、今後の投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。実現可能性およびその実施時期等については未定であります。

内部留保した資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な発展を実現させるための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

なお、剰余金の配当等を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会の決議によって毎年12月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

## 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目            | 金 額       |
|-----------------|-----------|----------------|-----------|
| <b>(資産の部)</b>   |           | <b>(負債の部)</b>  |           |
| <b>流動資産</b>     | 2,776,268 | <b>流動負債</b>    | 1,358,369 |
| 現金及び預金          | 873,866   | 買掛金            | 335,828   |
| 受取手形            | 200       | 短期借入金          | 500,000   |
| 売掛金             | 1,642,481 | 一年以内返済予定長期借入金  | 45,000    |
| 仕掛品             | 224,070   | 未払金            | 61,252    |
| 前払費用            | 33,408    | 未払費用           | 147,567   |
| その他             | 2,242     | 未払法人税等         | 111,624   |
| <b>固定資産</b>     | 251,205   | 賞与引当金          | 71,800    |
| <b>有形固定資産</b>   | 7,233     | 預り金            | 12,346    |
| 建物              | 4,316     | その他            | 72,950    |
| 工具器具備品          | 2,916     | <b>負債合計</b>    | 1,358,369 |
| <b>無形固定資産</b>   | 57,009    | <b>(純資産の部)</b> |           |
| ソフトウェア          | 37,698    | <b>株主資本</b>    | 1,669,105 |
| ソフトウェア仮勘定       | 19,272    | 資本金            | 331,034   |
| その他             | 39        | 資本剰余金          | 281,834   |
| <b>投資その他の資産</b> | 186,963   | 資本準備金          | 281,834   |
| 投資有価証券          | 40,000    | <b>利益剰余金</b>   | 1,056,539 |
| 繰延税金資産          | 36,879    | その他利益剰余金       | 1,056,539 |
| その他             | 110,084   | 繰越利益剰余金        | 1,056,539 |
|                 |           | <b>自己株式</b>    | △302      |
|                 |           | <b>純資産合計</b>   | 1,669,105 |
| <b>資産合計</b>     | 3,027,474 | <b>負債純資産合計</b> | 3,027,474 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金     | 額         |
|--------------|-------|-----------|
| 売上高          |       | 6,264,470 |
| 売上原価         |       | 4,705,122 |
| 売上総利益        |       | 1,559,347 |
| 販売費及び一般管理費   |       | 1,069,256 |
| 営業利益         |       | 490,091   |
| 営業外収益        |       |           |
| 受取利息         | 5     |           |
| 受取手数料        | 1,006 |           |
| 受取保険金        | 634   |           |
| 雑収入          | 114   | 1,761     |
| 営業外費用        |       |           |
| 支払利息         | 5,601 |           |
| 株式交付費        | 493   | 6,094     |
| 経常利益         |       | 485,758   |
| 特別損失         |       |           |
| 固定資産除却損      | 1,763 | 1,763     |
| 税引前当期純利益     |       | 483,995   |
| 法人税、住民税及び事業税 |       | 161,193   |
| 法人税等調整額      |       | △2,010    |
| 当期純利益        |       | 324,812   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から  
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |               |                                  |                  |         |           |
|---------------|---------|-----------|---------------|----------------------------------|------------------|---------|-----------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金                        |                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |
|               |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |         |           |
| 当 期 首 残 高     | 277,396 | 228,196   | 228,196       | 731,726                          | 731,726          | -       | 1,237,319 |
| 当 期 変 動 額     |         |           |               |                                  |                  |         |           |
| 新 株 の 発 行     | 53,638  | 53,638    | 53,638        | -                                | -                | -       | 107,276   |
| 当 期 純 利 益     | -       | -         | -             | 324,812                          | 324,812          | -       | 324,812   |
| 自 己 株 式 の 取 得 | -       | -         | -             | -                                | -                | △302    | △302      |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 53,638  | 53,638    | 53,638        | 324,812                          | 324,812          | △302    | 431,786   |
| 当 期 末 残 高     | 331,034 | 281,834   | 281,834       | 1,056,539                        | 1,056,539        | △302    | 1,669,105 |

|               | 純 資 産 合 計 |
|---------------|-----------|
| 当 期 首 残 高     | 1,237,319 |
| 当 期 変 動 額     |           |
| 新 株 の 発 行     | 107,276   |
| 当 期 純 利 益     | 324,812   |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △302      |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 431,786   |
| 当 期 末 残 高     | 1,669,105 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品…個別法による原価法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 5～15年 |
| 工具器具および備品 | 5～10年 |

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用…均等償却しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

役務の提供に係る収益は、主に無線ネットワークの構築支援業務、基地局対応業務及び運用監視・保守業務が含まれ、契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

工事契約に係る収益は、主に携帯電話基地局の施工案件の請負が含まれ、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準等第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、収益認識会計基準等の適用による、当事業年度の損益および期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

投資有価証券等の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

|        | 当事業年度(千円) |
|--------|-----------|
| 投資有価証券 | 40,000    |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化、取得時に見込まれた超過収益力等の減少により実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の計上が必要となります。

実質価額の著しい下落の有無の判定においては、投資先企業の業績等の把握や事業計画等を考慮しております。将来において投資先の事業が計画どおりに進捗せず、超過収益力が見込めなくなった場合、翌事業年度の計算書類において投資有価証券の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 15,613千円

## 5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                                                               |            |
|---------------------------------------------------------------|------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数                                 |            |
| 普通株式                                                          | 1,848,400株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類および数                                   |            |
| 普通株式                                                          | 40株        |
| (3) 剰余金の配当に関する事項                                              |            |
| 該当事項はありません。                                                   |            |
| (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数 |            |
| 普通株式                                                          | 38,000株    |

## 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当社は、資金運用については、定期預金を中心とした短期運用を基本としております。また、資金調達については銀行借入による方針です。
- ② 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制
- 営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクにさらされていますが、当該リスクについては、与信管理規程に基づき、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要取引先の信用状況を確認することでリスクの低減を図っております。
- 投資有価証券は、資本提携等の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
- 営業債務である買掛金および未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。
- 短期借入金、長期借入金ともに、主に運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされていますが、毎月、返済予定表を作成し、借入金利の変動状況をモニタリングすることで、リスクの低減を図っております。
- ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（※3を参照ください）。

|                | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|----------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 受取手形       | 200              | 200       | -       |
| (2) 売掛金        | 1,642,481        | 1,642,481 | -       |
| 資産計            | 1,642,681        | 1,642,681 | -       |
| (1) 買掛金        | 335,828          | 335,828   | -       |
| (2) 未払金        | 61,252           | 61,252    | -       |
| (3) 未払法人税等     | 111,624          | 111,624   | -       |
| (4) 短期借入金      | 500,000          | 500,000   | -       |
| (5) 長期借入金 (※2) | 45,000           | 45,000    | -       |
| 負債計            | 1,053,704        | 1,053,704 | -       |

※1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 長期借入金は一年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

※3 市場価格のない株式等

| 区 分         | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-------------|------------------|
| 非 上 場 株 式 等 | 40,000           |

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 受取手形、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

### (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (5) 長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく変動していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項  
該当事項はありません。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 繰延税金資産                |          |
| 賞与引当金                 | 21,985千円 |
| 未払事業税                 | 7,803千円  |
| 一括償却資産                | 891千円    |
| 敷金（資産除去債務）            | 5,236千円  |
| 未払事業所税                | 900千円    |
| その他                   | 193千円    |
| 繰延税金資産小計              | 37,010千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △131千円   |
| 評価性引当額                | △131千円   |
| 繰延税金資産合計              | 36,879千円 |
| 繰延税金負債                | -千円      |
| 繰延税金資産の純額             | 36,879千円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 法定実効税率             | 30.62%        |
| (調整)               |               |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.22%         |
| 住民税均等割             | 0.51%         |
| 評価性引当額の増減          | 0.27%         |
| 同族会社の留保金課税         | 5.77%         |
| 税額控除               | △4.53%        |
| その他                | 0.02%         |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | <u>32.89%</u> |

#### 9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

#### 10. 1株当たり情報に関する注記

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 903円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 178円04銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 174円59銭 |

## 11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| 区 分              | インフラテック事業<br>(千円) | 合 計<br>(千円) |
|------------------|-------------------|-------------|
| モバイルエンジニアリングサービス | 4,892,826         | 4,892,826   |
| IoTエンジニアリングサービス  | 1,165,736         | 1,165,736   |
| その他              | 205,908           | 205,908     |
| 顧客との契約から生じる収益    | 6,264,470         | 6,264,470   |
| その他の収益           | -                 | -           |
| 外部顧客への売上高        | 6,264,470         | 6,264,470   |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

|                      | 当事業年度<br>(千円) |
|----------------------|---------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 1,290,790     |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 1,642,681     |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

ベイス株式会社  
取締役会 御中

#### 仰星監査法人

東京事務所

|                        |           |     |     |   |
|------------------------|-----------|-----|-----|---|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 神 山 | 俊 一 | ㊟ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 原   | 伸 夫 | ㊟ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベイス株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年8月23日

ベイス株式会社 監査役会  
常勤監査役 (社外監査役) 赤星慶輔 ㊟  
監査役 (社外監査役) 篠木良枝 ㊟  
監査役 (社外監査役) 田中新 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 変更案第3条（理念）について、当社は、事業を通じた社会に対する価値創出および提供を行うにあたり、経営理念を定款に盛り込むことで、当社を取り巻く社会および当社の利害関係者とともに、持続可能性のある成長を目指すことを明確化いたします。
- (2) 変更案第4条（本店の所在地）について、本社機能の強化と業務の一層の効率化を図るため、本店の所在地を東京都品川区から東京都港区に変更するものであります。なお、当該規定の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 変更案第16条（電子提供措置等）について、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 前項で削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (4) 定款に記載する文字の統一をするために、「定款」を「本定款」（変更案第12条）、「及び」を「および」（第4章、第5章の表題）へ変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。  
 (下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p><br><p>(本店の所在地)<br/>           第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>第4条から第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)<br/>           第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> | <p>(理念)<br/>           第3条 当社は、次の理念に基づいて経営する。</p> <p>(1) MISSION<br/> <u>ICTで世の中をもっと便利に</u></p> <p>(2) VISION<br/> <u>Update The World 変化し、変化させ、必要不可欠な会社に</u></p> <p>(3) VALUE<br/>           ①Challenge<br/> <u>常に挑戦し、成長し続ける</u><br/>           ②Pride<br/> <u>プロフェッショナルとして誇りを持ち、ベストを尽くす</u><br/>           ③Enjoy<br/> <u>自ら楽しみ、関わる全ての人々を笑顔にする</u></p> <p>(本店の所在地)<br/>           第4条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第5条から第11条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)<br/>           第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="376 782 743 817">第12条から第14条 (条文省略)</p> <p data-bbox="376 858 962 927">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="376 932 962 1166">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="627 1201 724 1237">(新 設)</p> <p data-bbox="376 1599 743 1635">第16条から第17条 (条文省略)</p> <p data-bbox="511 1668 821 1704">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="376 1745 743 1780">第18条から第28条 (条文省略)</p> <p data-bbox="511 1849 821 1885">第5章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="376 1926 743 1961">第29条から第45条 (条文省略)</p> | <p data-bbox="975 782 1362 817">第13条から第15条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1226 858 1323 894">(削 除)</p> <p data-bbox="994 1201 1188 1237">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="975 1243 1555 1352">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p data-bbox="1043 1366 1555 1558">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="975 1599 1362 1635">第17条から第18条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1091 1668 1439 1704">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="975 1745 1362 1780">第19条から第29条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1091 1849 1439 1885">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="975 1926 1362 1961">第30条から第46条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>附 則</u><br/><u>(本店の所在地の変更)</u><br/>第1条 第4条 (本店の所在地) の規定変更は、2022年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本付則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u><br/>第2条 現行定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「改正法施行日」という。) から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会について、なお効力を有する。<br/>2 本附則は、改正法施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

**第2号議案** 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                       | よしむらきみたか<br>吉村公孝<br>(1972年10月19日) | 2000年7月 有限会社サイバーコネクション（現当社）<br>設立<br>2005年9月 株式会社に組織変更<br>2014年2月 ベイシスホールディングス株式会社に商号<br>変更<br>2017年10月 ベイシス株式会社に商号変更<br>代表取締役社長（現任） | 412,000株       |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>同氏を取締役候補者とした理由は、2000年の当社設立時から代表取締役を務めており、当社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p> |                                   |                                                                                                                                      |                |
| 2                                                                                                                                                       | たかのりゅうすけ<br>高野竜介<br>(1979年10月9日)  | 2009年1月 株式会社サイバーコネクション（現当社）<br>入社<br>2011年7月 当社執行役員<br>2012年8月 当社取締役<br>2017年4月 当社取締役経営管理本部長<br>2019年10月 当社取締役兼執行役員経営管理本部長（現<br>任）   | 7,500株         |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>同氏は、人事部長、経理財務部長、経営管理本部長を歴任し現在では取締役兼執行役員経営管理本部長を務め経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>      |                                   |                                                                                                                                      |                |



| 候補者<br>番号                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                               | 佐藤倫大<br>(1985年11月30日) | 2008年4月 株式会社サイバーコネクション（現当社）<br>入社<br>2011年5月 当社仙台支店長<br>2014年6月 株式会社CCソリューション（現ベイス<br>株式会社）ネットワーク運用課長<br>2017年10月 当社プロジェクト推進部長<br>2019年10月 当社執行役員事業推進本部長<br>2020年9月 当社取締役兼執行役員事業推進本部長（現<br>任）                                                                       | 一株             |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>同氏は2019年10月から執行役員事業推進本部長、2020年9月からは取締役を務めており、当社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>      |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |
| 4                                                                                                                                                               | 田中裕輔<br>(1979年10月13日) | 2014年4月 ベイスエンジニアリング株式会社（現ベ<br>イス株式会社）入社<br>2015年7月 ベイスソリューション株式会社（現ベ<br>イス株式会社）エンジニアリング課長<br>2016年7月 ベイスホールディングス株式会社（現ベ<br>イス株式会社）スマートグリッドソリ<br>ューション部長<br>2017年10月 当社エンジニアリング部長<br>2019年7月 当社事業開発部長<br>2019年10月 当社執行役員事業開発本部長<br>2020年9月 当社取締役兼執行役員事業開発本部長（現<br>任） | 5,000株         |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>同氏は2019年10月から執行役員事業開発本部長、2020年9月からは取締役を務めており、当社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5                                                                                                                                                                    | 植松祐二<br>(1972年12月18日) | 2000年10月 弁護士登録<br>田辺総合法律事務所入所<br>2011年1月 田辺総合法律事務所パートナー(現任)<br>2012年3月 日本ベリサイン株式会社社外監査役<br>2017年9月 当社社外取締役(現任) | 一株             |
| <b>【選任理由および期待される役割の概要】</b><br>同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが弁護士として法務、コンプライアンスに関する相当程度の知識を有しており、現在、当社社外取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、同氏を社外取締役候補者といたしました。 |                       |                                                                                                                |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 植松祐二氏は社外取締役候補者であります。在任期間は本総会終結の時をもって5年です。
3. 当社は、植松祐二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏が取締役を選任され就任した場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 当社は、植松祐二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年5月16日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち、社外取締役1名）ですが、本株主総会で第2号議案が承認可決されますと、同じく5名（うち、社外取締役1名）となります。

対象取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

#### 1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものいたします。

#### 2. 対象取締役に對して割当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に對して発行または処分する普通株式の総数は年8,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に對して発行または処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

#### 3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割

当株式」といいます。)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から3年間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任もしくは退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任または退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

#### 4. 譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由

当社は2020年9月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告11頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針につき本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額100百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行ま

たは処分する普通株式の総数は年8,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.43%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役等に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

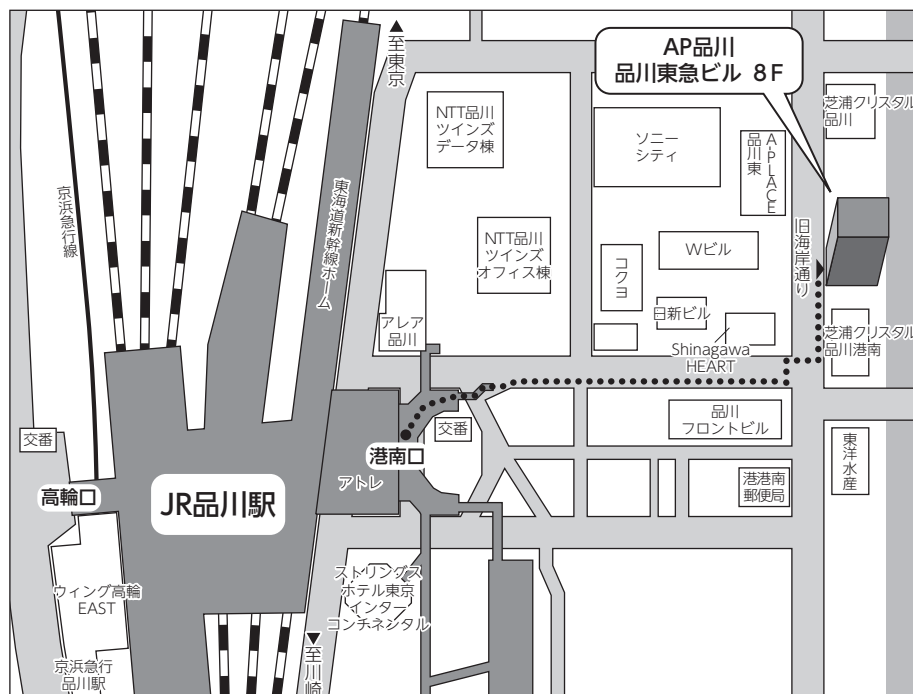
以上





## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区港南一丁目6番31号  
品川東急ビル8階 AP品川 Fルーム  
TEL 03-3472-3109



交通 JR他各線品川駅 港南口より 徒歩約9分